

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：妙高市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.9%
全職員	57.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	98.3%
本庁課長補佐相当職	93.9%
本庁係長相当職	94.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.8%
31～35年	90.6%
26～30年	90.3%
21～25年	91.9%
16～20年	96.1%
11～15年	99.7%
6～10年	88.0%
1～5年	70.3%

【説明欄】

- ・「本庁部局長・次長相当職」については該当なし
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について
 - ・常勤職員の勤務時間等を基準として職員数を換算している。
 - ・女性比率が高いため、「全職員」の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当、住居手当は男性に支給している割合が多く、差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。